

廣田証券オンライントレード

H@k a b u ネット 約款・規程集

廣田証券株式会社

目 次

目次		P 1
オンライントレード勧誘方針		P 2
金融商品販売法に係る重要事項のご説明		P 2
インサイダー取引（内部者取引）に関するご説明		P 2～P 3
H@k a b u ネット取引約款・規程		
第 1 章	総 則	P 4
第 2 章	保護預り約款	P 5～P 8
第 3 章	株式等振替決済口座管理約款	P 8～P 16
第 4 章	H@k a b u ネット単元株取引規程	P 16～P 17
第 5 章	H@k a b u ネット単元未満株取引規程	P 18～P 19
第 6 章	振込先指定方式利用規程	P 19～P 20
第 7 章	雑 則	P 20～P 21

オンライントレード勧誘方針

当社は、お客様の信頼と意向を第一義とし、金融商品の販売等に関する法律・金融商品取引法、その他関係諸法令・諸規則に基づき以下のとおりオンライントレード勧誘方針を策定、公表致します。

1. お客様の知識、経験・財産の状況及び投資目的に照らして配慮すべき事項

- ・当社はオンライントレードを行うお客様に、口座開設に際しての注意事項、利用規程等を送付し、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等が記載された口座開設申込書・兼「顧客カード」を備え置き、お客様の投資経験、投資目的、資産の状況等を十分把握するよう努めます。
- ・当社はオンライントレードの取扱商品について、利用案内などを送付、ホームページ、電子メール、オンライントレード相談窓口を通じてオンライントレードの仕組み及び商品案内、リスク内容等の適切な説明を行うよう努めます。

2. 事務連絡等の時間帯に関し、お客様に配慮すべき事項

- ・当社オンライントレードは常にお客様の信頼確保を第一義とし、法令諸規則を遵守します。
- ・当社オンライントレードの勧誘行為とは、個別銘柄の売買の推奨等を目的としない情報提供や商品案内等をホームページ、電子メールおよびダイレクトメール等により行うことを指します。お客様の判断と責任においてお取引が行われるよう、適切な情報提供に努めます。
- ・当社オンライントレードにおいては、個別銘柄の推奨等を目的とした電話等による勧誘行為は、いかなる時間帯においても行いません。ただし当社が必要であると判断する場合は事務連絡を電話や電子メールにて行います。

3. その他、適正の確保に関する事項

- ・当社は、ホームページの画面表示や電子メールでの内容に関し、誤認を招かないようコンプライアンス室での確認を行い適切な表示に努めます。
- ・当社は、お客様からのオンライントレード取引についてのご相談をオンライントレード相談窓口にて受け付けます。

受付時間 平日の8:00~18:00まで (土日祝日は除きます)

フリーダイヤル 0120-104-350(とうし・さあごー)

金融商品販売法に係る重要事項のご説明

「金融商品の販売等に関する法律」(平成13年4月1日施行)により、証券会社等には、お客様に金融商品をご購入いただく際に、同法律で必要とされている重要事項について説明することが義務づけられました。

つきましては、以下に記載の重要事項をよくお読みのうえ、それぞれの商品をご購入くださるようお願いいたします。

価格変動リスク・・・価格の変動により投資元本を割込むことがあります

発行者の信用リスク・・・発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割込むことがあります

インサイダー取引（内部者取引）に関するご説明

1. インサイダー取引（内部者取引）とは

インサイダー取引とは会社の内部者情報に接する立場にある会社役員等が、その特別な立場を利用して会社の重要な内部情報を知り、情報が公表される前にこの会社の株を売買することをいいます。このような取引が行われると、一般の投資家との不公平が生じ、証券市場の公正性・健全性が損なわれるおそれがあるため、金融商品取引法において規制されています。

2. インサイダー取引規制のポイント

金融商品取引法第166条により、上場会社等の役職員や関係会社などがその業務等に関する重要事実事項を知って、その公表前にその会社の株券等の売買やその他の有償の譲渡、譲受け、またはデリバティブ取引を行うことは禁止されています。

また、これらの会社関係者から重要事実の伝達を受けた者も、同様にその公表前にその会社の株券等の売買等を行うことが禁止されています。

3. 罰則

金融商品取引法に違反してインサイダー取引が行われた場合、5年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金またはこれが併科されます。

4. 上場会社等の役員等とは

- ① 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下役員という）
- ② 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
- ③ ①及び②の役員でなくなった後1年以内の者
- ④ 上場会社等の役員の配偶者及び同居者
- ⑤ 上場会社等の使用人その他役員に準ずる役職にある者
- ⑥ 上場会社等の使用人その他従業者のうち金融商品取引法 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（⑤を除く）
- ⑦ 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
- ⑧ 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（⑦を除く）
- ⑨ 上場会社等の親会社又は主な子会社
- ⑩ 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主を言う）

5. 重要事実（事項）とは

金融商品取引法およびその関係法令では、規制の対象となる上場会社等の業務等に関する重要事実の内容を定めています。

- ① 会社の意思決定事項
株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集・募集新株予約権を引き受ける者の募集、資本金の額の減少、資本準備金又は利益準備金の額の減少、自己株式の取得、株式無償割当、株式の分割、余剰金の配当、株式交換、株式移転、合併、会社の分割、事業の全部または一部の譲渡又は譲受け、解散、新製品又は新技術の企業化、業務上の提携その他これらに準ずる政令で定める事項
- ② 会社意思にかかわらず発生した事項
災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害、主要株主異動、特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実、その他これらに準ずる政令で定める事項
- ③ 会社決算情報事項
売上高、経常利益、純利益、配当、子会社の売上高等について、業績予想・決算予想・決算数値と既公表業績予想数値に一定基準以上の差異が生じた場合など
- ④ 子会社の重要事実
当該上場会社等の子会社の①～③に該当する事実
- ⑤ その他重要事実
①～④以外で会社の運営、業務または財産に関する重要な事実で、投資家の判断に著しい影響を及ぼすもの

6. 公表とは

公表には3つの方法があります。

- ① 2つ以上の報道機関により重要事項が公開されたときから12時間が経過すること
- ② 重要事実にかかる事項の記載がある有価証券報告書等が公衆縦覧に供されること
- ③ 上場する金融商品取引所等に対し、重要事実を通知し、内閣府令で定める電磁的方式により公衆縦覧に供されること
公表されれば、インサイダー取引規制が解除されます。

7. 規制対象有価証券とは

次の「特定有価証券」及び「関連有価証券」からなります。

- ① 特定有価証券
株券・社債券・優先出資証券・優先出資引受権証書・新株予約権証券等
- ② 関連有価証券
カバードワラント・他社株償還条項付債（EB債）等
- ③ その他政令で定める有価証券

H@k a b u ネット取引約款・規程

第1章 総 則

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、お客様と廣田証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間における、インターネット取引等の内容や権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的として定めたものです。

第2条（取引の利用）

お客様は、インターネットを利用して第3章及び第4章に定める有価証券の保護預り取引（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただけます。

2. 当社は投資勧誘及び投資に関する助言等のサービスを行いません。
3. 本サービスは、申込時にお届けいただいた暗証番号等とお客様がご利用時に入力された暗証番号等とが一致した場合に、利用することができます。
4. お客様は、本サービスをお客様自身のためにのみ利用するものとし、お客様の暗証番号等を第三者に利用させ、又は譲渡することはできません。
5. 本サービスの利用に必要な機器、プロバイダ契約、回線契約等（一般のインターネット等を利用するために必要なものすべて）はお客様においてご用意いただくものとします。

第3条（申込方法等）

お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名・捺印（お届出印になります。）し、これを当社本店に提出することによって口座開設等を申込みのものとし、当社が承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から取引を開始することができます。

ただし、申込みは本邦居住者の個人のお客様に限らせていただきます。

2. お客様が、前項の申込みをされる場合には、原則として次の申込みを同時に行うものとします。
 - (1) 第5章に定める振込先指定方式
 - (2) 証券保管振替制度による保護預り
 - (3) 本サービスと合わせて本支店に口座の開設をお申込になった場合、又は既に開設されている場合でも、本サービスにかかる口座を独立で開設するものとし、当該口座を本サービスにかかる口座として利用することはできません。
 - (4) 本条第3項に該当する場合は、お客様は「重複口座に係る同意書」を提出するものとします。
 - (5) 本条第3項に該当する場合は、原則として金銭・有価証券等の口座間での振り替えは行わないものとします。
 - (6) お客様が未成年者の場合は、法定代理人となる親権者等の同意書を合わせて提出するものとします。

第4条（届出事項）

お客様には、口座開設申込時に所定の書類に氏名、住所、印鑑、暗証番号等のお届けをいただきます。

第5条（報告及び連絡事項）

当社はお客様からご注文いただいた有価証券などの売買等の取引が成立した場合、金融商品取引法の定めにより、速やかに「取引報告書」を交付いたします。

2. 当社は四半期（3ヶ月）に1回以上、期間内のお取引内容とお取引後の残高が記載された「取引残高報告書」をお客様に交付いたします。ただし、有価証券等及び金銭に移動が生じない場合には、1年に1回以上交付いたします。
3. 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認されたものとして取り扱います。取引残高報告書を受領された場合は、速やかにその内容をご確認ください。
4. 本条第1項から第3項の取引報告書及び取引残高報告書の内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の検査部長にご連絡ください。

第6条（自己責任の原則）

お客様は、本約款の内容を十分把握し、自らの責任と判断において当社との取引を行うものとします。

第2章 保護預り約款

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第2条（保護預り証券）

当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2. 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
3. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
- (2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。
- (3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。
- (4) 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第4条（混蔵保管等に関する同意事項）

前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- (2) 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第5条（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第6条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条の2（当社への届出事項）

「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

2. お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第23条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第7条（保護預り証券の口座処理）

保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2. 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われなことがあります。

第8条（担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第9条（お客様への連絡事項）

当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- (1) 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - (2) 混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
 - (3) 最終償還期限
 - (4) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
2. 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、

その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社取扱店又は検査部に直接ご連絡ください。

注：デリバティブ取引とは、日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イ又はロに該当する取引をいう。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
4. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第10条（名義書換等の手続きの代行等）

当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株券等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2. 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第11条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

第12条（保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

第13条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- (3) 当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第14条（届出事項の変更手続き）

お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、本人確認等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2. 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。
3. 前2項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社が認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。
4. 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

第15条（解約）

次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) 長期間保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く）
- (3) 第23条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- (4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- (5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

第16条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

2. 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第17条（公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第17条の2（緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第18条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1)当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合
- (2)当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合
- (3)第9条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- (4)お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- (5)天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

第19条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第20条（特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1)社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- (2)その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- (3)移行前に一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- (4)振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (5)社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第21条（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1)社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- (2)前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- (3)移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- (4)振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (5)社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第22条（振替法の施行に伴う手続き等に関する同意）

当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第16号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1)振替法の施行日（平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。）の1ヵ月前の日から施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと
- (2)施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと
- (3)振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (4)施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。お預りしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること
- (5)振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること
- (6)当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り

口座を開いている場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること

- (7) お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
- (8) 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること
- (9) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
- イ. 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ロ. その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
- ハ. 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
- ニ. 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと
- ホ. 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
- (10) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- (11) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- (12) 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
- (13) 施行日前において、保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること
- (14) 施行日前において、お客様へ保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること
- (15) 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと
- (16) 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第23条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第24条（個人情報等の取扱い）

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の1、2又は3に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- 1 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3 FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

株式等振替決済口座管理約款

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第2条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。
- 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条(振替決済口座の開設)

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 当社は、お客様から「取引口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2(共通番号の届出)

お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条(契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

- この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条(当社への届出事項)

「取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

- お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等(以下「外国人等」といいます。)である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第6条(加入者情報の取扱いに関する同意)

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第6条の2(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第7条(共通番号情報の取扱いに関する同意)

当社は、お客様の共通番号情報(氏名又は名称、住所、共通番号)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第8条(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)

当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知(以下第26条において「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第9条(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第10条(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第 1 1 条(振替の申請)

お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は買入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
2. お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 4 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。
- (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - (4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - (5) 振替先口座
 - (6) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - (8) 振替を行う日
3. 前項第 1 号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の 1 口の整数倍となるよう指示しなければなりません。
4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 5 号の提示は必要ありません。また、同項第 6 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
5. 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があつたものとして取り扱います。
6. 第 2 項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限り)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第 5 号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第 1 2 条(他の口座管理機関への振替)

当社は、お客様からお申出があつた場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第 1 3 条(担保の設定)

お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

第 1 4 条(登録質権者となるべき旨のお申出)

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

第 1 5 条(担保株式等の取扱い)

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。

2. お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
3. お客様は担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第 1 6 条(担保設定者となるべき旨のお申出)

お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

2. お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第 17 条(信託の受託者である場合の取扱い)

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

第 18 条(振替先口座等の照会)

当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

2. お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
3. お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

第 19 条(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)

お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

2. お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうへ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第 20 条(振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)

お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

第 21 条(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第 22 条(個別株主通知の取扱い)

お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

第 23 条(単元未満株式の買取請求等)

お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

2. 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
3. お客様は、第 1 項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
4. お客様は、第 1 項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
5. お客様は、第 1 項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
6. 第 1 項の場合は、所定の手数料をいただきます。

第 24 条(会社の組織再編等に係る手続き)

当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

2. 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、

お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

第24条の2(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)

当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

2. 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第24条の3(振替受益権の合併等に係る手続き)

当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

2. 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第24条の4(振替上場投資信託受益等の抹消手続き)

振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

2. 振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

第25条(配当金等に関する取扱い)

お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金等振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

2. お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金等受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限り)に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3. お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

(4) お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
ロ 機構加入者

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

4. 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第25条の2(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」といいます)の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

2. 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)

第25条の3(振替受益権の信託財産の配当金等の処理)

振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第25条の4(振替受益権の信託財産に係る議決権の行使等)

振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第25条の5(振替受益権に係る議決権の行使等)

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第25条の6(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)

振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第25条の7(振替受益権の証明書の請求等)

お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

2. お客様は、振替法第127条の27第3項の書面交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

第26条(総株主通知等に係る処理)*

当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

2. 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。)に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
3. 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
4. 当社は振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

第27条(お客様への連絡事項)

当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

- (1) 最終償還期限(償還期限がある場合に限り。)
- (2) 残高照合のための報告

2. 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取扱店又は検査部に直接ご連絡ください。
3. 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
5. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等の係る取引の条件を記載した契約書

第28条(振替新株予約権の行使請求等)

お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行

使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

2. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
3. 前 2 項の発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
4. お客様は、第 1 項又は第 2 項に基づき、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
5. お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込みの振込みを委託していただくものとします。
6. お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。
7. お客様は、当社に対し、第 1 項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
8. 前 7 項の場合は、所定の手数料をいただきます。

第 2 9 条(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

2. 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第 3 0 条(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第 222 条第 3 項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。

2. お客様は、前項の書面交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。
3. 第 1 項の場合は、所定の手続料をいただく場合があります。

第 3 1 条(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第 277 条に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。

2. 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付の請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付をします。
3. 第 1 項の場合は、所定の料金をいただく場合があります。

第 3 2 条(届出事項の変更手続き)

印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2. 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第 3 3 条(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第 3 4 条(口座管理料)

当社は、振替決済口座を開設したときは、原則、口座管理料は徴収しておりません。

第 3 5 条(当社の連帯保証義務)

機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

1. 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益証券の受益債権に係る債務の支払いをする義務
2. その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 3 6 条(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

1. 銘柄名称
2. 当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)
3. 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

第 3 7 条(機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2. 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第 3 8 条(解約等)

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解除されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様が手数料を支払わないとき
- (3) お客様がこの約款に違反したとき
- (4) 口座残高がない場合
- (5) お客様が第 43 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
- (6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- (7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認め、解約を申し出たとき
- (8) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
2. 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解除していただきます。
 - (1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
 - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき
 - (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益債権に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
3. 前 2 項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。
4. 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 34 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 34 条第 2 項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第 3 9 条(解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第 4 0 条(緊急措置)

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第 4 1 条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第 32 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第 19 条及び第 25 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第 40 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 4 2 条(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」といいます。)第 2 条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第 1 号から 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。
- (2) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。

イ機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請

ロその他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等

ハ当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取次ぐこと。

ニ特例新株予約権付社債に係る元利払期日の 5 営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。

ホ移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。

ヘ振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。

- (3) 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときは、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
- (4) 当社は、施行日後、1 年を経過した後に、当社の定める方法によりお預かりした株券等について廃棄等の処分を行う場合があること。
- (5) 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

第 4 2 条の 2(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号から第 6 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)
- (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
- (4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- (5) 機構が必要と認める日においては、第 1 号に掲げる申請を受け付けないこと。
- (6) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

第 4 2 条の 3(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 61 条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替法へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号から第 6 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)
- (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。

- (4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- (5) 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。
- (6) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

第43条(この約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第44条(個人情報の取扱い)

お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の1、2又は3に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- 1 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3 FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

第4章 H@k a b u ネット単元株取引規程

第1条(規程の趣旨)

この規程は、お客様と廣田証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間における、インターネットを利用した単元株取引(以下「本サービス」といいます。)について、その内容や権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的として定められるものです。

第2条(本サービスの範囲)

当社は本サービスにおいて、取引注文の執行をお客様から受託します。

2. 当社がお客様に提供する本サービスの内容及び提供方法ならびに手数料は別途定めるものとします。
3. 当社は、お客様に通知することなく、本サービスの内容(手数料を含みます。)を変更することがあります。

第3条(利用時間)

お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

第4条(取扱銘柄)

お客様が本サービスを利用して取引注文を行うことのできる銘柄は、当社が定めるものとします。ただし、金融商品取引所による売買規制等によって当社が定める銘柄は事前の通知なく変更されることがあります。

第5条(数量の範囲)

お客様が買付注文を発注できる数量は、当社が定める数量又は金額の範囲内とし、この数量又は金額の計算は、当社の定める方法によって行います。

2. お客様は売り注文を出すに先立ち、あらかじめ売付株券を当社に預託するものとします。なお、株券の預託があった時点は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。
3. お客様が当社に預託する株券は、お客様ご本人の所有する株券に限ることとします。
4. 成行注文の約定等により不足金が生じた場合、お客様は受渡日の前日までに不足金を当社に入金するものとします。

第6条(注文の受付)

当社は、インサイダー取引等の法令に違反する注文は受託しません。

2. お客様が本サービスを利用して行う取引注文は、注文入力後の確認画面等でお客様自身が確認後、その内容についてお客様が特に異議を唱えることなく、正規の操作によって送信し、当社がそれを受信した時点で注文の受付とさせていただきます。
3. 本サービスの注文の受付は当社が提供する方法によってのみ行います。

第7条(執行)

当社は、お客様が本サービスを利用して行った取引注文を、法令等及び各商品の約款に従い、速やかに（お客様の注文を受け付けたとき以降、最初の売買が可能となるときに）執行いたします。

2. 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくその執行をしない場合があります。また、取引注文を執行しないことにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。

(1) お客様の取引注文の内容が、第4条、第5条及び第6条に定める事項のいずれかに反している場合。ただし、注文時にはこれらに反しない場合でも注文を執行するまでに反することとなった場合も同様とします。

(2) お客様の口座に立替金がある場合

(3) お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合

(4) お客様の取引注文が、取引値幅制限外である場合

(5) その他、当社が取引の健全性に照らし、不相当と判断する場合

3. 本規程第6条第2項の受付後、注文を執行した場合、その注文内容がお客様の意図しないものであったとしても、お客様自らの意思に基づく注文があったものとみなします。また、これにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。

第8条（取消・訂正）

お客様が本サービスを利用した注文の取消・訂正は、当社が定める時間の範囲内に限りお客様が本サービスを利用することによってのみ行うことができます。

第9条（注文の照会）

当社が受付けた売買注文の内容・成約状況は、本サービスにより照会することができます。

第10条（有効期限）

お客様が本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が別途定める期限とします。

第11条（取引手数料）

お客様が本サービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数料を手数料等に課せられる消費税と合算のうえ申し受けます。

2. 本サービスでの取引手数料は、当社が定めるものとします。

第12条（決済不履行の処置）

不足金が発生したにもかかわらず、第5条第4項に定める期日までにその入金がない場合には、当社は任意に売買契約を解除し、顧客の計算において買い付けた株式を売却することができることとします。

2. 当社は前項の規定により損害をこうむった場合には、当該顧客のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、なおその不足があるときはその不足額の支払いを請求することができることとします。

第13条（約款等の適用）

この規程に定めのない事項については、保護預り約款、H@k a b u ネット単元未満株取引規程、振込先指定方式利用規程、その他H@k a b u ネット取引約款・規程集に記載の内容により取り扱います。

第14条（規程の改訂）

本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他必要が生じたときは、改訂されることがあります。

2. 当社は、本規程の変更の際はすみやかにその内容を開示するものとします。

第5章 H@k a b u ネット単元未満株取引規程

第1条（この規程の趣旨）

この規程は、お客様と廣田証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間における、インターネットを利用した単元未満株取引（以下「本サービス」といいます。）について、その内容や権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的として定められるものです。

(1) お客様が当社に預託する単元未満株取引に係る保護預りに関する権利義務関係は、この規程に別段の定めがある場合をのぞき、すでに当社と締結している保護預り約款の定めるところによります。

(2) お客様は、この規程の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において単元未満株取引を行うものとします。

第2条（取引単位・取扱銘柄・取引方法）

お客様が当社との間で行う単元未満株取引については、次の各号に定めるところにより行うものとします。

(1) 1株の整数倍で、1単元未満の数量を取引単位とします。

(2) 単元株制度採用銘柄（証券保管振替制度同意会社に限る）の中から当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）を取扱銘柄とします。

(3) 当社は、インサイダー取引等の法令に違反する注文は受注しません。

(4) 当社とお客様との間の単元未満株取引は、当社をお客様の相手方とする取引です。

(5) 次の各号に掲げる場合には、当社は、各号に定めるところに従い、所定の期間、お客様からの注文受付を停止いたします。

- イ. 当社が有価証券の募集又は売出しについて、当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受を締結する証券会社である場合で、当該有価証券の発行者の発行する株式である場合には、当該銘柄の株式について法令による安定操作取引をすることができる期間においては買付注文の受付は行わないこととします。
- ロ. 取引規制等により、有価証券市場において当該銘柄の注文の執行ができない場合
- ハ. 前各号の場合のほか、やむを得ない事由が生じた場合は、当該事由が解消するまでの間、注文の受付を停止又は制限することがあります。

第3条（注文の受付）

お客様が本サービスを利用して行う取引注文は、注文入力後の確認画面等でお客様自身が確認後、その内容についてお客様が特に異議を唱えることなく、正規の操作によって送信し、当社がそれを受信した時点で注文の受付とさせていただきます。

2. 本サービスの注文の受付は当社が提供する方法によってのみ行います。
3. 第1項の受付後、注文を執行した場合、その注文内容がお客様の意図しないものであったとしても、お客様自らの意思に基づく注文があったとみなします。また、これにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。

第4条（取引の執行時期及び価格）

お客様が当社との間で行う取引の注文の執行時期及び価格については、次の各号に定めるところにより行うものとします。

- (1) 発注は成行注文のみとし、成約価格は前場の始値又は後場の始値とします。
- (2) 受注時間は当社が定める時間の範囲とします。
- (3) 複数の取引所に上場する銘柄は、当社が定める各銘柄の主要取引所の価格とします。
- (4) 本条第1号、第2号および第3号の定めるところにかかわらず、取引所において取引が成立しなかった場合及びストップ比例配分となった場合は、注文は自動的にその効力を失い、取引は成立しなかったものとします。

第5条（数量の範囲）

受渡し等の処理については、次の各号に定めるところとなります。

- (1) お客様が買付注文を発注できる数量は、当社が定める数量又は金額の範囲内とし、この数量又は金額の計算は、当社の定める方法によって行います。
- (2) お客様は売り注文を出すに先立ち、あらかじめ売付株券を当社に預託するものとします。なお、株券の預託があった時点は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。
- (3) 不足金が生じた場合、お客様は受渡日の前日までに不足金を当社に入金するものとします。

第6条（取消）

お客様が本サービスを利用した注文の取消は、当社が定める時間の範囲内に限りお客様が本サービスを利用することによってのみ行うことができます。

第7条（注文の照会）

当社が受け付けた売買注文の内容・成約状況は、本サービスにより照会することができます。

第8条（有効期限）

お客様が本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が別途定める期限とします。

第9条（取引手数料）

お客様が本サービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数料を手数料等に課せられる消費税と合算のうえ申し受けます。

2. 本サービスでの取引手数料は、当社が定めるものとします。

第10条（保管及び名義）

お客様が単元未満株取引により取得した株式の保管等の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の証券保管振替制度（以下「保振制度」といいます。）で混蔵して保管します。
- (2) お客様の名義は機構を通じて実質株主として届け出ます。
 - イ. 当該株式に係る権利等については、当社が実質株主として届け出た後より発生します。
 - ロ. お預かりしている単元未満株式並びに上場投資信託受益証券については、現物による出券はできません。

第11条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。選定銘柄から除外する場合は、当社は、当該選定銘柄を当社に預託しているお客様に、遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定銘柄の上場会社等が法律の規定による支払いの停止又は破産、再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は営業活動を停止したとき
 - (2) 当該選定銘柄が、監理銘柄・整理銘柄及び上場廃止により、本サービスの取扱市場を外れることとなったとき
 - (3) 機構が取扱有価証券としなくなったとき
 - (4) その他当社が必要と認めるとき
2. 前項の規定により選定銘柄が除外された場合には、お客様が預託している当該選定銘柄は以下のいずれかの方法により取り扱います。なお、第1号の手続きを行えない場合は、その方法は当社が決定できるものとします。
 - (1) 移管手続きを行います。

- (2) 買取請求または相対取引により買取りいたします。
- (3) 預託株式またはそれに代わるものを発行いたします。

第12条（決済不履行の処置）

- 不足金が発生したにもかかわらず、第5条第3号に定める期日までにその入金がない場合には、当社は任意に売買契約を解除し、顧客の計算において買付けた株式を売却することができることとします。
2. 当社は前項の規定により損害をこうむった場合には、当該顧客のために占有する金銭及び有価証券を以ってその損害に充当し、なおその不足があるときはその不足額の支払いを請求することができることとします。

第13条（その他）

- お客様の預託株式が1単元に達した場合、1単元の整数倍に係る預託残高については、お客様の申出の如何にかかわらず、H@k a b u ネット単元未満株取引規程の適用を受けない単元株として取り扱います。
2. お客様はこの規定の適用を受けている預託証券のうち1単元に満たない株式については、原則として次の請求または制度の利用を行うことは出来ません。
- (1) 上場会社等に対し議決権を行使すること
- (2) 当該取引により取得した1単元に満たない預託株券についてこの約款の適用を受けない保護預りとする
- (3) 取扱銘柄について買取請求権を行使すること
- (4) 取扱銘柄について単元株とするための買い増し制度を利用すること

第14条（約款等の適用）

この規程に定めのない事項については、保護預り約款、H@k a b u ネット単元株取引規程、振込先指定方式利用規程、その他H@k a b u ネット取引約款・規程集に記載の内容により取り扱います。

第15条（規程の変更）

この規程は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改訂されることがあります。この場合、当社はその変更事項を通知することとし、所定の期日までに異議のお申出がないときは、同意いただいたものとして取り扱います。

第6章 振込先指定方式利用規程

第1条（本章の趣旨）

- 本章は、お客様が廣田証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う振込先指定方式の取扱いに関する取決めです。
2. 振込先指定方式とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭をお客様のあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預金口座」という。）に振込む方式をいいます。

第2条（振込先指定方式の申込み）

お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に振込先指定方式に関する契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。また、お客様は、この契約の申込みにあたり、指定預金口座を指定するものとします。

第3条（指定預金口座の取扱い）

指定預金口座の名義は、当社の口座名義と同一とします。

第4条（指定預金口座の確認）

口座開設後に送付される口座開設申込書のお客様控えに記載された振込先指定金融機関の記載内容を十分ご確認ください。

第5条（指定預金口座の変更）

指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によってお届出いただきます。

第6条（指定預金口座への振込指示）

当社の定める時間内に、当社の定める方法によりご指示いただきます。なお、このご指示を受けたとき、当社はおお客様ご自身からのご指示であることを確認することがあります。

第7条（振込手数料）

振込みに係る手数料は当社所定の額をお客様にご負担いただくことがあります。

第7章 雑 則

第1条（営業日）

この約款における営業日とは、原則として国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。

第2条（取引内容等の確認）

インターネットによる取引（以下「本サービス」といいます。）の利用にかかる注文内容等について、お客様と廣田証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で疑義が生じたときは、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容（ログ）をもって処理させていただきます。

第3条（免責事項）

当社は、次に掲げる事項によって生じるお客様の損害について、一切その責を負わないものとします。

- (1) 通信回線又は機器の瑕疵又は障害若しくは第三者による妨害等により、本サービスが利用できなかった場合又は本サービスの利用に不具合を生じた場合
 - (2) 本約款に規程の通りに注文を執行したにもかかわらず、当該執行中における市場価格等の変動により生じた損害又は逸失利益
 - (3) 天災地変、政変、外貨事情の急変又は外国為替市場の閉鎖等不可抗力と認められる事由による、取引注文の執行、金銭の授受又は有価証券の預託の手続き等の遅延又は不能
 - (4) お客様が取引注文の取消等を申し込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる当初の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、取引注文の取消等を行うことができなかった場合
 - (5) お客様がご利用になっている端末等の不正な操作により、注文が執行され、又は執行されなかった場合
 - (6) お客様が必要な確認を怠ったために、注文が執行され、又は執行されなかった場合
 - (7) 本サービスの利用による売買注文等の受付に際し、入力された暗証番号等とあらかじめ当社に届出されているものと一致を確認して取り扱ったにもかかわらず、暗証番号等の盗用等による不正使用があったために損害が生じた場合
 - (8) 本サービスの情報内容の誤謬、欠陥、又はその他一切の不完全性により損害が生じた場合
 - (9) 当社が振込先指定方式により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に損害が発生した場合
 - (10) その他当社の責に帰することができない事由により損害が発生した場合
2. 前項の通信回線及び機器、その他の通信手段に、当社の故意又は重大なる過失に依らない障害又は瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務又は解決する義務を負わないものとします。
3. 当社は本サービスでの回線の混雑を理由としての取引に関する損害について、一切その責を負わないものとします。
4. 本サービスに関する情報の提供元は、お客様が本サービスをご利用になったことにより生じた直接的、間接的、付随的又はその他の損害のいずれについても一切の責任を負いません。

第4条（利用料）

本サービスの利用料は当社が別途定める金額とし、当社が別途定める方法で当社へ入金していただくものとします。

2. 当社は、利用料を無料とすることや、経済情勢その他の事情の変動により算出方法も含め、改訂できるものとします。
3. いったんお支払いいただいた利用料は、中途解約された場合を含め、いかなる理由でも返却いたしません。

第5条（サービス利用の停止）

お客様は本サービスの利用に際し、第三者による不正利用がなされた場合もしくはそのおそれがある場合は、遅滞なく当社に連絡し、本サービスの利用停止など必要な処置を申し出るものとします。

2. 当社はお客様の本サービスの利用に際し、第三者による不正利用がなされたと思われる場合もしくはそのおそれがあると当社が判断した場合は、通常行われる連絡手段によりお客様に通知するとともに、お客様の本サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。ただし、当社が必要と判断した場合はお客様へ事前に通知することなく本サービスの利用を一時的に停止できるものとします。
3. 本条第2項による一時的な利用の停止は、当社がお客様に連絡をとり、利用再開にあたって支障がないと当社が判断した場合、停止を解除することとします。

第6条（法令などの遵守）

本サービスの利用にあたっては、お客様と当社は、金融商品取引法その他の法令ならびに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

2. お客様は、金融商品取引所等が定めた有価証券買付代金等の受渡期日を遵守するものとします。単元未満株取引の受渡日もこれに従うものとします。
3. 前項の規定に反した場合、本サービスの利用を制限するとともに注文・預り証券又は金銭の引出等の制限を行う場合があります。

第7条（契約の解除）

この約款に記載の各契約は、次の場合に解約されます。

- (1) お客様が当社に対して各契約の解約の申出をされたとき
- (2) お客様が各契約の条項に違反し、当社が当該契約の解除を通告したとき
- (3) 第12条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されないとき
- (4) やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき
- (5) お客様が当社とのすべてのお取引が終了し、財産の残高がないまま、相当の期間を経過したとき

第8条（公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第9条（届出事項の変更）

お届出の印鑑、住所、氏名、勤務先等届出事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きに従って遅滞なく当社にお届出いただきま

- す。
2. 前項のお届出があったとき、当社はお客様より、本人確認書類等の必要と認められる書類を提出いただくことがあります。
 3. お客様が本邦非居住者となる場合には、あらかじめお届出いただくものとします。
 4. 前各項のお届出があった場合には、当社は相当の手続きを完了した後でなければ、お預りした有価証券又は金銭の返却のご請求には応じません。なお、この届出の前に生じた損害については当社はその責を負いません。

第10条（預り金）

当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第11条（準拠法、合意管轄）

本規約に関する準拠法は日本国法とします。

2. お客様と当社の本サービスに関する訴訟等については、大阪地方裁判所および大阪簡易裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第12条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときは、変更されることがあります。また、重要な改訂については書面をもってお客様に通知するものとします。

（附則）

この規程は、平成14年10月1日より実施するものとします。

平成17年1月1日	改訂
平成17年9月5日	改訂
平成19年9月30日	改訂
平成20年4月1日	改訂
平成21年1月5日	改訂
平成22年7月1日	改訂
平成22年10月12日	改訂
平成23年7月1日	改訂
平成24年4月1日	改訂
平成25年7月1日	改訂
平成26年7月1日	改訂
平成27年1月1日	改訂
平成28年1月1日	改訂